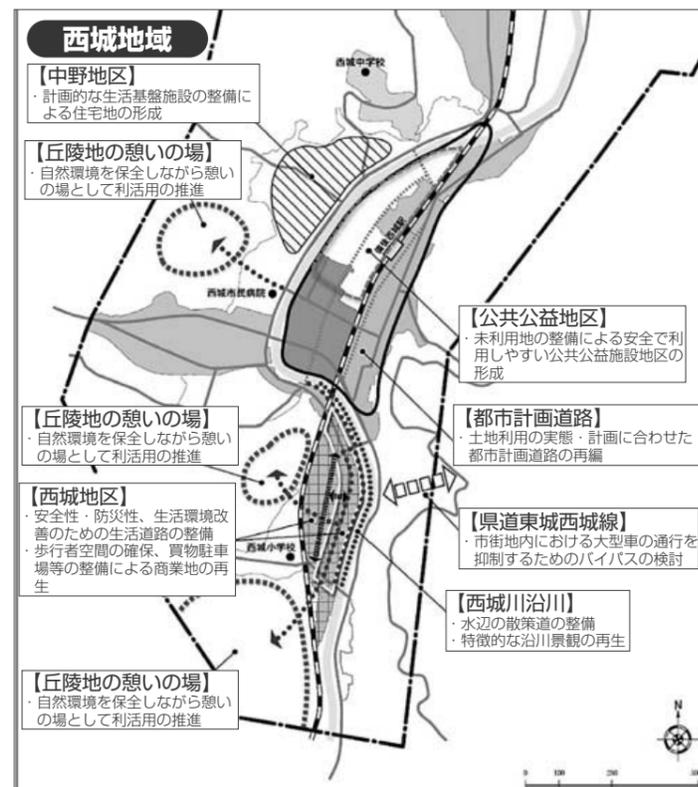


●ご意見は都市整備課へ
 マスタープラン(案)は、下記で閲覧できます。また、市ホームページでもご覧になれます。
【閲覧場所】 都市整備課、東城支所環境建設課、西城支所環境建設課
【提出方法】 郵送・ファクス・電子メールで、ご意見、ご住所、お名前を記入し、都市整備課へ提出してください。
【提出期間】 1月7日(月)から1月31日(木)
【提出先】 〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号 庄原市役所 環境建設部 都市整備課 市街地整備係 ☎0824-73-1173 FAX0824-73-1241 e-mail:toshi-shigaichi@city.shobara.hiroshima.jp



●重点地区方針図

皆さんのご意見を市政に (パブリックコメント)

庄原市都市計画マスタープラン(案)についてご意見を募集します

都市整備課市街地整備係 ☎0824-73-1173

都市は、多くの人々が住み、働き、憩うところであり、安全で、快適で、機能が求められます。市は、その都市を快適で魅力あふれる空間にしていくため、概ね20年後のあるべき姿、方向性を見据えた都市づくりの指針となる「庄原市都市計画マスタープラン」の策定を進めています。このたび、有識者などで構成する策定調査委員会を設置して、計画内容を検討し、都市計画マスタープラン(案)をまとめたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

都市計画とは

都市計画は、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、まちづくりに必要な道路、公園、下水道などの施設計画などを総合的に定め、「都市計画法」に基づいて運用されていきます。

このような都市計画を定めることができる「都市計画区域」は、人口、土地利用、交通量など都市の条件を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある区域に指定されます。

- 【都市計画に定められる事項】**
- ・用途地域などの適正な土地利用の計画
 - ・道路、公園、下水道、ごみ処理場などの都市施設の計画
 - ・土地地区画整理事業などの市街地開発事業
- 【都市計画区域】**
 庄原都市計画区域、東城都市計画区域、西城都市計画区域

都市づくりの理念

さこやま文化都市へのまち育て

各区域での個性的な特色ある都市づくりを尊重しながら、交流と連携によって地域活力を創造できる都市づくりを進めます。

本市を包み込む里山環境と共生しながら、市民や観光客の快適性・利便性・安全性の向上を図り、暮らしの質や人々の交流を一層高める都市づくりを進めます。誰からも住み続けたい、訪れたいと思える都市となるように、協働してまちを育てていくことを目指します。

都市づくりの目標

都市づくりの目標は、概ね20年後に目指そうとする都市の姿であり、これからの都市づくりに向けた施策展開の基本的方向となるものです。

- 暮らし 幅広い世代が安心して快適に暮らせるまちづくり
- 賑わい 商工業と観光交流

●環境 都市を包み込み育ててきた、里山環境にやさしいまちづくり

●協働 パートナリシップによる協働のまちづくり

開かれた市政運営と協働のまちづくりを目指す

●パブリックコメントとは
 基本的な政策や条例などの策定に際し、①政策の案と資料を公表し、②それに対する意見や情報を広く募集し、③寄せられた意見などを考慮して政策を決定するとともに、④その意見などに対する考え方を公表することをいいます。

●目的
 市民の皆さんから意見をいただくための統一したルールを定めることで、市政における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の皆さんの市政への参画機会を拡充し、開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進します。

市は、庄原市パブリックコメント手続実施要綱を定め、今年度から施行しています。